日 薬 業 発 第 232 号
令 和 2 年 8 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長　森　昌 平

令和２年７月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その５）

標記について、厚生労働省老健局老人保健課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いにつきましては、令和2年7月27日付け日薬業発第218号ほかにてお知らせしたところですが、今般、猶予実施市町村が追加されたとのことです（リーフレットの対象保険者も更新されています）。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜対象となる県＞

・山形県　・佐賀県
・長野県　・熊本県
・岐阜県　・大分県
・島根県　・鹿児島県
・福岡県

＜抄＞

事　務　連　絡
令和２年８月３日

関　係　団　体　　御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和２年７月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その５）

標記につきまして、別紙１から３のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

※別紙2省略

（別紙１）

事　務　連　絡
令和２年８月３日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和２年７月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その５）

令和２年７月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。
（令和２年７月22日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の

19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第５項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　令和２年７月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、**令和２年７月 31 日 15 時時点**で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第９条の被保険者であること。

（２）　令和２年７月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③　主たる生計維持者の行方が不明である旨
④　主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

２　取扱いの期間

令和２年 10 月末までの介護サービス分

３　介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（１）　上記 １（２）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が１（１）の市町村であることを確認するとともに、当該者の１（２）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
　ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（２）　本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
　また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村（令和２年７月 31 日 15 時時点）

（下線部が更新部分）

	都道府県	市町村
1	山形県	**山形市**
2		**寒河江市**
3		**上山市**
4		**村山市**
5		**天童市**
6		**東根市**
7		**西村山郡河北町**
8		**西村山郡西川町**
9		**西村山郡朝日町**
10		**西村山郡大江町**
11		**最上郡大蔵村**
12		**西置賜郡飯豊町**
13	長野県	松本市
14		伊那市
15		安曇野市
16		上伊那郡宮田村
17		上伊那郡売木村
18	岐阜県	高山市
19		中津川市
20		恵那市
21		飛騨市

22		郡上市
23		下呂市
24	島根県	江津市
25	福岡県	大牟田市
26		**八女市**
27		みやま市
28		久留米市
29	佐賀県	鹿島市
30	熊本県	八代市
31		人吉市
32		水俣市
33		上天草市
34		天草市
35		葦北郡芦北町
36		葦北郡津奈木町
37		球磨郡錦町
38		球磨郡多良木町
39		球磨郡湯前町
40		球磨郡水上村
41		球磨郡相良村
42		球磨郡五木村
43		球磨郡山江村
44		球磨郡球磨村
45		球磨郡あさぎり町
46		荒尾市

47		玉名市
48		山鹿市
49		菊池市
50		玉名郡玉東町
51		玉名郡南関町
52		玉名郡長洲町
53		玉名郡和水町
54		阿蘇郡南小国町
55		阿蘇郡小国町
56	大分県	日田市
57		由布市
58		玖珠郡九重町
59		玖珠郡玖珠町
60	鹿児島県	伊佐市
61		鹿屋市
62		曽於市
63		志布志市
64		垂水市
65		薩摩川内市
66		曽於郡大崎町

（別紙３）

事　務　連　絡
令和２年８月３日

山形県健康福祉部
長野県健康福祉部
岐阜県健康福祉部
島根県健康福祉部
福岡県保健医療介護部　御中
佐賀県健康福祉部
熊本県健康福祉部
大分県福祉保健部
鹿児島県くらし保健福祉部

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和２年７月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（その５）（リーフレット）

令和２年７月豪雨による災害発生に関し、「令和２年７月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その２）、（その３）、（その４）」（令和２年７月16日、令和２年７月20日、令和２年７月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村おける利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者への方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

対象保険者は、令和２年７月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち 、**令和２年７月31日15時時点**で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［山形県］
山形市、新庄市（※）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、最上郡大蔵村、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町（※）、山形県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会
（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月31日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［長野県］
松本市、飯田市（※）、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡売木村、
木曽郡王滝村（※）
長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会
（※）国保のみ
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［岐阜県］
高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
岐阜県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［島根県］
江津市
島根県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［福岡県］
大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［佐賀県］
鹿島市
佐賀県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［熊本県］
八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［大分県］
日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月３１日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［鹿児島県］
出水市（国保のみ）、伊佐市、出水郡長島町（国保のみ）、鹿屋市、曽於市、志布志市、垂水市（介護のみ、猶予のみ）、薩摩川内市、いちき串木野市（国保のみ）、曽於郡大崎町
鹿児島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。